

令和5年度山都町価格高騰重点支援給付金のお知らせ



物価高騰で経済的な負担が増加している住民税非課税世帯の方々に、1世帯あたり3万円の給付金を支給します。

対象世帯：5月1日時点において山都町に在住の世帯のうち、令和5年分の住民税均等割額が非課税の者のみで構成される世帯



○申請方法

①申請不要の方

山都町に令和5年分の税情報があり、かつ町に口座の登録がある対象世帯の皆様につきましては、通知を発送のうえ7月末に支給しておりますので、ご確認ください。

なお、口座の登録がない方は、通知に添付しております口座登録等の届出書をご提出ください。

②申請が必要な方

山都町に令和5年分の税情報がない方（令和5年1月1日以降に山都町に転入された方）や、物価高騰の影響を受け収入が住民税額非課税相当まで減少した方については、申請が必要となります。詳しくは、福祉課および各支所または町ホームページをご確認ください。

○提出期限：11月15日必着

○注意事項 ・本給付金に関する特殊詐欺にご注意ください。
町や県、国がATMの操作をお願いすることはありません。
町や県、国が給付のために手数料の振り込みを求めません。
給付などをかたった不審な電話があった場合は、山都警察署や町にご連絡ください。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ



物価高騰で経済的な負担が特に大きい低所得の子育て世帯に対し、子ども一人あたり5万円の給付金を支給します。※国による一律の制度です。

対象者：① 山都町から「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方

② 上記①以外の18歳になる年度末までの児童（障害のある児童については20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方



○申請方法

- ・上記の①に該当する方
通知を発送のうえ5月末に支給しております。ご確認ください。
- ・上記の②に該当する方
申請が必要です。申請書は福祉課および各支所または町ホームページに掲載しております。

○提出期限：令和6年2月29日必着

ただし、令和6年2月生まれの新生児分につきましては、特例として令和6年3月15日まで申請を受け付けます。

(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が町住民税均等割額非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229